

滞納対策事業における個人情報の目的外利用について（諮問）

所管課等名：財政部納税課滞納対策担当

諮問理由

横須賀市においては、増加する各種滞納（未納）債権について、市民全体の公平な負担の観点から滞納額の減少に取り組むため、平成 20 年度より新たに滞納対策担当を財政部納税課に設置し、全庁をあげて債権管理を徹底し滞納債権の回収に取り組むことといたしました。

そのため、各所管課で保有している個別の滞納者情報を収集し内容を精査したうえ、各所管課が適切に滞納債権を回収できるよう滞納対策担当が指導助言にあたります。

また、収集した滞納者情報を名寄せし、同一人物が複数の滞納債権に関わっている場合には、個別の所管課ごとではなく市として効率的に対応する方法により交渉を実施し、必要な場合には法的措置を行ってまいります。

以上のことを実施する過程において、滞納対策担当が各所管課から滞納者情報を収集することは、個人情報保護条例上規制されている「本人外収集」にあたり、これを利用することは「目的外利用」にあたると考えます。さらに、関係所管課にこれまで把握されていなかった、他の所管課の滞納者情報を提供する際には、当該所管課において「本人外収集」及び「目的外利用」が発生することとなります。

よって個人情報保護条例第 9 条第 1 項に規定される目的外利用について、本審議会に意見を求めるものです。本人外収集につきましては、同条例第 8 条第 1 項第 5 号により諮問を要しないものとさせていただきます。

なお、目的外利用に関する本人通知については、滞納対策担当で扱う案件になった段階でその都度各所管課が行うことといたします。

1. 事業の名称・内容

(1) 事業の名称

滞納対策事業

(2) 事業の内容

① 滞納対策の指導助言

各所管課から提供された滞納者の未納状況等の情報を集約し、納税課がもつノウハウを生かして、所管課が効果的、効率的、継続的な滞納対

策を行えるよう指導助言を行う。

② 効率的な回収の促進

各所管課から提供された滞納者情報の名寄せを行う。同一人物に滞納債権が重複するものについては、市全体として効率的な滞納債権の回収を図るため、滞納対策担当が調整して回収を担当する所管課を決め、他の所管課の情報を提供し、市としての窓口を一本化する。

2. 所管課からの個人情報の本人外収集及び目的外利用について

各所管課が保有する滞納状況等の情報について滞納対策担当が収集する。

(1) 滞納者等の個人情報

氏名、住所、居所、性別、生年月日、電話番号、勤務先所在、勤務先名称、賦課額、未納期別、未納額、納付状況、交渉経過、処分状況

(2) 収集元、及び債権の種類

各所管課（別紙資料1のとおり）

収集する債権については、軽微なものまで収集するのではなく、概ね次の基準による。

<基準>

- 滞納債権の発生年度が繰り越しているもので、本市からの催告に対して納付方法等の相談もなく、納付されていないもの。
- 地方税法第13条の2（※2）の繰上徴収の要件に該当するもの。

(3) 目的外利用する範囲

所管課より別添資料2「滞納整理票」により滞納者の個人情報を収集し、これを整理した後に関係する所管課に提供する。

(4) 利用形態

各所管課から提供された滞納者情報の名寄せを行い、同一人物に重複するものについては、市全体として効率的な滞納債権の回収を図るため、主たる担当先を滞納対策担当が調整し決定する。

従前の様に各所管課が個別に交渉するのではなく、市としての窓口を一本化することで統一し、効率的な交渉や対応ができるようにする。

なお、未納事由の解消等により、情報が不要になった場合には、担当課から滞納対策担当に情報資料一式をすみやかに回収するものとする。

具体的な情報の流れについては「図 1 滞納情報の流れ」、処理の流れは「図 2 公債権の処理の流れ」及び「図 3 私債権処理の流れ」のとおり。

(5) 本人外収集及び目的外利用

- ① 滞納対策担当が各所管課より滞納者情報を本人外収集する。重複のない債権については、所管課と滞納対策担当が共有したうえで指導助言を行う。
- ② 滞納対策担当は本人外収集した情報を名寄せしたうえで、重複する債権については滞納対策担当が調整した担当所管課に他の所管課の滞納者情報を提供する。
- ③ 重複した債権の担当所管課は、所管する債権と併せて他所管課の債権の納付交渉及び回収処理を行うことで、目的外利用する。
- ④ 本件における滞納者情報の目的外利用については、滞納対策担当に滞納者情報を集約する旨を「広報よこすか7月号」に掲載し周知を図る。併せて、所管課が滞納対策担当に滞納者情報を提供する際、あらかじめ目的外利用について本人通知をする。

なお、市税（納税課）、国民健康保険料（健康保険課）、介護保険料（長寿社会課）、保育園入所児童に係る保育料（保育課）、措置費負担金（児童相談所）については、地方税法第 20 条の 11、また、道路占有料（道路維持課）については国税徴収法第 146 条の 2 により官公署への協力要請を行うことができると規定されている。このことに関して、平成 19 年 3 月 27 日の総務省自治税務局企画課長からの通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においても、税と同様の自力執行権をもつ、国民健康保険料、保育園入所児童に係る保育料など、地方税の滞納処分の例により執行権をもつ債権については、一元的に財産情報を利用することは差し支えないとの解釈がされている。

（参考資料 3 p 8～9）

3. 債権の回収方法

横須賀市の債権については、主に税のように自力執行権を持つものと、私債権と同様に自力執行権を持たないものに種別される。

自力執行権がある債権は、市税以外に介護保険料、国民健康保険料、保育園入所児童に係る保育料、措置費負担金、道路占有料等である。これらはいずれも、地方税法、国税徴収法の例による滞納処分により債権回収することができる。そのため、質問調査による財産調査、裁判所の手続きを要しない強制執行（差押）をすることができる。これらの債権回収については、現在納税課等で行っている差押を基本とした滞納処分をすすめていく。自力執行権がある債権が重複した場合は、各所管課別に差押処分をすることは、公債権の優先順位（地方税が公課に優先する※地方税法第14条）の関係から齟齬をきたす（※例1）ことが憂慮されるため、一本化してすることが、回収処理上有利である。

一方、自力執行権のない私債権に準ずる債権については、支払督促の手続きや、少額訴訟等により債務名義を確定した上で、裁判所に申し立てをして債権の回収をはかることになる。この際も債権が重複した場合、各所管課別に裁判所に申立をすることは、債権者が横須賀市長で同一であることから効率的でなく、一本化して回収を図ることにより費用も軽減される。

4. 安全管理の確保

各所管課から収集し目的外利用する個人情報の安全管理措置については、次のとおり取り扱い徹底してまいります。

① 人的安全管理

滞納者情報は、滞納関係事務の担当者に関り取り扱うものとする。

② 組織的安全管理

個別の案件に応じて関係課を限定し、他課に提供することを禁ずる。

③ 物的安全管理

収集及び提供した情報は、本人からの納付によって保有する必要がなくなった場合には、すみやかに滞納対策担当が回収したうえで所管課に返却する。

なお、滞納対策担当で保管すべき滞納者情報については、公文書取扱規程に基づく第3種の公文書として5年間保存した後に廃棄する。

別紙資料1

所管課名及び所管する公租・公課・料金等と根拠法令等

所管課等	債権の種類	根拠法令等
財政部納税課	市税（市民税・固定資産税等）	地方税法
健康福祉部長寿社会課	介護保険料	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3
健康福祉部健康保険課	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3
こども育成部保育課	保育料	児童福祉法第56条 地方税法
こども育成部児童相談所	児童措置費	児童福祉法第56条 地方税法
環境部資源循環推進課	廃棄物収集等手数料	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第34条他 手数料条例
都市部住宅政策課	市営住宅家賃	市営住宅条例第18条
土木みどり部道路維持課	道路占用料	道路法第73条 国税徴収法 道路占用料条例
土木みどり部公園建設課	公園墓地使用料	公園墓地条例第12条
企画調整部市民安全課	災害援護資金貸付金及び違約金	税外収入の督促と滞納処分条例
こども育成部こども青少年支援課	母子・寡婦福祉資金償還金	母子及び寡婦福祉法第13条 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則
市民部人権・男女共同参画課	地域改善対策事業貸付金	税外収入の督促と滞納処分条例
港湾部港湾総務課	係留施設使用料	ボートパーク条例第10条
市民病院医事課	医療費	健康保険法第75条 病院事業条例第10条
上下水道局業務部料金課	上下水道料金	横須賀市水道事業給水条例第29条 下水道条例第14条
教育委員会学校管理課	平成15年度の強制執行の費用	税外収入の督促と滞納処分条例
教育委員会学校教育課	校納金全般	公金ではない。
教育委員会学校保健課	学校給食費	学校給食法第6条第2項